

第 36 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 27 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 36 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 2	報告第 2 号	農地所有適格法人の事前審査について
日程第 3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 4	議案第 2 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 3 号	令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 6	議案第 4 号	令和 5 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

出席委員（20 名）

1 番	上 野 浩 二 君	2 番	湯 浅 悦 子 君
4 番	松 井 薫 君	5 番	古 川 昇 君
6 番	新 田 康 仁 君	8 番	鈴 木 淳 一 君
9 番	寺 崎 徳 仁 君	10 番	中 澤 弘 幸 君
12 番	岡 崎 京 子 君	14 番	柳 眞由美 君
15 番	梅 津 宣 保 君	16 番	遠 藤 英 俊 君
17 番	沼 舘 初 男 君	18 番	鈴 木 茂 樹 君
19 番	佐久間 弘 美 君	20 番	渡 辺 亨 君
21 番	村 上 幸 博 君	22 番	栗 本 勝 君
25 番	小野寺 悦 子 君	27 番	保 科 隆 志 君

出席説明員（4 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	小 林 泉 君
主 幹	梶 山 賢 一 君
主任主事	松 本 奨 悟 君

4. 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

●議長（保科隆志君）

第 36 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 20 名であります。
定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、15 番 梅津宜保委員、18 番 鈴木茂樹委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「森野委員」「中山委員」「山下委員」「木下委員」「工藤委員」「本間委員」「鈴木庄一郎委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 5 項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定がありましたので、報告いたします。

番号 1 番、●●●●外 7 件の再認定、14 件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月と同数の 420 件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 農地所有適格法人の事前審査について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法第 2 条第 3 項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、●●●●外 1 件より審査の申し出があり、審査会を開催したので、その結果を報告いたします。

農地所有適格法人の審査会につきましては、法人が、法人として農業経営を行うため、農地の取得を希望する場合には、農地所適格法人としての要件を満たす必要があることから、法人として初めて農地を取得する際に、その前段に、審査会を開催し、要件に適合するか審

査するものであります。

番号1番、申請があった法人、●●●●、代表社員●●●●、構成員1名、主業種、農業とする法人であります。

番号2番、申請があった法人、●●●●、代表取締役●●●●、構成員1名、主業種、農業とする法人であります。

番号1番、2番それぞれ、令和6年4月11、12日に審査の申出があり、4月30日に審査会を開催いたしました。

審査委員は、保科会長と法人が多寄町に農地を取得予定でありますので、担当地区農業委員により審査を行いました。

審査の結果につきましては、2つの法人ともに、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の5つの要件を全てを満たしていると判断されました。

なお、農地所有適格法人としての認定日につきましては、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利設定の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●他6筆、地目、公簿、田、畑、現況、原野、山林、面積、合わせて26,313㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も原野、山林として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町三栄、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、原野、面積、28㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も原野として利用されている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番、2番ともに5月10日に各担当地区農業委員3名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を職務代理者に交代します。

●議長（上野浩二君） 日程第4、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西4区、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑・用悪水路、面積84,610.22㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積392㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外2筆、地目、田・畑、面積77,298㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外4筆、地目、田、面積42,097㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外19筆、地目、田・畑、面積120,356.54㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外5筆、

地目、・畑、面積 33,636 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 23,700 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 44,467 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 42,377 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 25 筆、地目、畑、面積 180,741 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 17,558 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 40,707 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 53,280 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 78,012 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 48,236 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 45 筆、地目、田・畑、面積 262,021 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 14,341 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 69,771 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 3 筆、

地目、田、面積 85,383 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 112,692 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 63,436 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 140,977 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 0 筆、地目、田、面積 43,105 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 17 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 98,516 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 18 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 220,256 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 64,095 m²、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 141,385 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 28 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 154,093 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 29 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 81,793 m²、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 5,865.37 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 43,835 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、

地目、田、面積 43,029 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 976 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 47,619 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 7,320 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積 13,930 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 57,833 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、田、面積 14,165 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 17 筆、地目、田、面積 69,925 m²、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 39,547 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

以上、40 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 1 番について佐久間委員、23 番について渡辺委員、26 番について保科委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。審議が終了しましたので、議長を交代します。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第3号「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（小林 泉君） 議案第3号、令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

本点検・評価につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）第1の3（1）②イに基づき、各農業委員ごとの活動実施状況と成果目標の達成状況を総会で点検・評価するものです。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

“全体としての評語”については、国の基準で採点し自動的に記入されます。本委員会は27人全員について「目標を下回る結果となった」の評語になっています。国の基準で評価すると、毎月6日以上活動記録簿の提出がなければ、農地集積で目標どおり成果を上げても国の評価は低くなる仕組みです。

以上から 各委員に対する「総会で出された意見」の内容については、「農地集積等で成果は上がっているが、活動日数の評価が低い」を案として記載しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第4号「令和5年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 議案第 4 号、令和 4 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

本点検・評価につきましては、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号 農林水産省経営局長通知）第 1 の 3（2）に基づき実施するものです。

「令和 5 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（様式 4）」については、農業委員会の成果目標の達成状況の点検・評価です。

令和 5 年度末の「農地の集積」集積率は 89.5%「遊休農地の発生防止・解消」解消面積実績 5 ha「新規参入の促進」は目標の新規参入の公表面積 8 ha 農業委員の月当たり活動日数（平均）2 日、活動強化月間 3 回、新規参入相談会への参加回数 0 回、農業委員会の点検・評価結果（評語）「目標に対して期待を上回る結果が得られた」、各農業委員の点検・評価結果（評語）「目標に対して期待を下回る結果となった」27 人

以上の結果となりました。

「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（様式 5）」は様式 4 の詳細になります。

農業委員会の点検結果案について、ご審議をお願いします。

2 ページ、「農地の集積」目標に対する達成状況 101%、「農業委員会の点検結果」案、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」、3 ページ、「遊休農地の発生防止・解消」目標に対する達成状況 250%、「農業委員会の点検結果」案、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」、4 ページ、「新規参入の促進」目標に対する達成状況 5%、「農業委員会の点検結果」案、「目標に対して期待を下回る結果となった」

以上 「農地の集積」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」の各項目の「農業委員会の点検評価」案について、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 36 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）